裁判員等経験者の意見交換会議事録

日	時	平成28年11月29日午後2時00分から午後4時00分まで
場	所	水戸地方裁判所裁判員候補者待機室
参加	者等	裁判員経験者1番(以下「1番」と略記)
		裁判員経験者2番(以下「2番」と略記)
		裁判員経験者3番(以下「3番」と略記)
		裁判員経験者4番(以下「4番」と略記)
		裁判員経験者5番(以下「5番」と略記)
		裁判員経験者6番(以下「6番」と略記)
		裁判員経験者7番(以下「7番」と略記)
		裁判員経験者8番(以下「8番」と略記)
		裁判員経験者9番(以下「9番」と略記)
		司会者 垣 内 正
		裁判官 北 村 和
		検察官 大 極 俊 紀
		弁護士 有 馬 慧
		目 次
1	はじ	めに・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2	裁判	員等を経験されての大まかな感想・・・・・・・・・・3
3	法廷	での審理に関する感想, 意見・・・・・・・・・・8
4	評議	に関する感想,意見・・・・・・・・・・・・・・18
5	裁判	員裁判の負担について・・・・・・・・・・・・26
6	これ	から裁判員等になられる方へのメッセージ・・・・・・・32
7	さい	ごに・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

1 はじめに

司会

本日の司会を務めさせていただきます水戸地方裁判所の所長をしております垣内 と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、意見交換会の趣旨について説明をしておきます。一つ目は、裁判員裁判に携わっている裁判官、検察官及び弁護士は、それぞれ裁判員の方々により分かりやすい審理をできるようにしようと、より良い裁判を目指して努力をしております。常に見直すべきところは見直して、より良いものへと改善をしていかなければいけない、それが必要だと思っております。そのためには、実際に裁判員裁判を経験された方々から率直な御感想、御意見を伺って、それを反映させていくということが大事だと思っております。

二つ目は、裁判員制度が始まって7年になりますが、まだまだ裁判員候補者にもなっておられないという国民の方々、県民の方々がたくさんいらっしゃいます。そういう方々から見ると、裁判員になることについて、一体どんなことをするのだろうとか、自分が当たったときに果たしてやっていけるのだろうかとか、心配をされているという方々も多いと伺っております。そんな県民の皆さんに、実際に裁判員裁判に携わった、経験された方々の率直な御感想や御意見、生の声をお伝えして、これから参加する際に、不安とか負担とか、そういうものを少しでも少なくすることができればと、こういうことを考えております。

最初に、出席していただいている検察官、弁護士、裁判官から自己紹介をしていただきたいと思います。

検察官

水戸地方検察庁で検事をしております大極と申します。私はこの4月から水戸に 来ておりますけれども、4年前にも水戸におりまして、今回が2度目の水戸の勤務 になります。

裁判員裁判, 当初は捜査の方に携わっていたのであまりやってなかったのですが,

大体4年ぐらい前から裁判員裁判に携わるようになって、今に至っています。このような貴重な機会ですので、皆さんの率直な御意見を伺えたらと思いますのでよろ しくお願いいたします。

弁護士

茨城県弁護士会水戸支部の弁護士の有馬と申します。これまで裁判員裁判を3件経験していますが、最後にやってから1年以上経過してしまっているので、皆様のお話を聞きながら、最近の裁判員裁判の問題等を踏まえて、弁護士会の方に持ち帰っていきたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

裁判官

裁判官の北村と申します。水戸地裁の刑事部はA合議とB合議という形で二つの合議体があるんですけれども、私はA合議の事件を担当しております。今回は4名の方が、B合議の事件を御担当されたと思います。私自身、他の合議体の事件はなかなか見る機会がありません。B合議の裁判官があるいは担当の検察官、その事件の弁護士がどういう形で裁判をやってらっしゃるのか、それを皆さんがどうお感じになったのかというのは、私たちA合議の方にもすごく参考になりますので、A合議の事件を御担当された方の御意見だけでなく、B合議の事件を御担当された方の御意見も承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 裁判員等を経験されての大まかな感想

司会

それでは、話題事項1の裁判員を経験されての大まかな感想から始めます。1番さんの関与された事件は、夫婦であった被告人2名が共謀の上、覚せい剤を7回に渡って4人に売り渡し、また、その他に覚せい剤を売り渡す意思で、覚せい剤らしい物を多数人に対して多数回に渡って繰り返し売り渡したという、麻薬特例法違反の事件と、被告人2名が東京都内のホテルにおいて、それぞれ覚せい剤を使用したという覚せい剤取締法違反の事件ということになります。

1番

自分の大まかな感想というのは、裁判員に選ばれる前は、もうひどいものばっかり見るとか、当たったら嫌みたいな感想だったのですけども、実際やってみて意外と良かったな、いい経験したなっていうのが正直な感想です。経験した後も同じような覚せい剤等の事件をニュースとかでやると、よく気になるようになって、そういう点でもいろいろ変わってきたのかなとも、次またあればまたやりたいなとも思います。

司会

2番さん、3番さん、4番さんが同じ事件に関与しています。この事件は、被告人、これは3名の共犯事件なのですが、被告人が共犯者2名と話合いをした上で現金を強奪しようと考えて、コンビニエンスストアに侵入をして、店員2名に対して背後から首を締め付けたり、持っていた金属バットで多数回殴るといった暴行を加え、店員らを抵抗できない状態にしてレジから現金11万5000円を奪い、店員らにけがを負わせたという、建造物侵入と強盗致傷の事件です。被告人は3名の共犯者のうちの1名ということになります。

2番

私はこの事件を、自分もコンビニで働いていた経験があるので、すごい身近に感じて、やはり私が働いていたコンビニでも同じような強盗事件があったので、私はその事件に遭ってはないんですけど、その後、その強盗に遭った店長がすごく恐怖心を持っていたっていうのが印象に残っていました。たまたま自分が担当したこの事件が、自分の経験と合ったので、すごい関心を持ったっていうか、要は分かりやすい事件だったんですけど、ただ新聞でその内容を知るのと、実際に裁判員裁判でいろんなことを知ると、こんなに差があるものなのだなっていうのを強く感じました。

3番

最初に候補者に選ばれたとき、ここ来たときに、何か選ばれてしまうのではないかというピンときた感じがしていました。事件の内容を聞いて、ちょっと信じられ

ないような事件だったものですから、自分ではピンとこなかったのですが、自分が 裁判員裁判やるんだったら、こういう事件でまだよかったのかなって、正直、殺人 とかの裁判員裁判だとものすごく自分の意見自体も重いような気がしていました。 正直、今はやって良かったとは思っているんですけど、もし、また機会があって候 補者に選ばれたら、またやってもいいかなとは思っております。

4番

自分が感じたことなんですけど、裁判員裁判に関しても、テレビとかでよく見る 裁判に関しても、やっぱり考え方というか、イメージが大きく変わりました。最初 は、すごい緊張するというか責任が重いイメージだったんですけど、でも実際は、 裁判官の方たちも分かりやすく説明してくれたり、話しやすい雰囲気を作ってくれ たりして、思ったよりは堅くないというか、すごく話しやすい、やりやすい雰囲気 でした。

テレビとかでよく見る裁判にしても、裁判員裁判に参加する前は、悪いことしたなら刑務所に行くとか、そういう罰を受けるのは当然だなとは思っていたんですけれども、実際、裁判員裁判で話合いを進めていく中で、被告人の立場とか、どういう状況だったのかとか、そういうことを話し合っていくうちに、罰を与えるだけが全てではないのかなとか、ちょっと自分の中でも考え方が変わっていって、本当にいろんな意味で参加して良かったなと思っています。

司会

それでは、5番、6番さんが同じ事件になりますが、これは被告人が単独でコンビニエンスストアにおいて店員2名に対して包丁を示した上で、店員のうちの1名の背中に包丁を突き刺して、現金22万円を奪った上、更に店員2名の両手首、両足首をビニールひもで縛るなどして、たばこのカートンを二つ奪ったという強盗致傷、銃刀法違反の事件ということになります。

5番

今まで普通に生活していると、法律に興味がなかったっていうか、運転するんで

道路交通法とかそれぐらいは勉強したりしますけど、他の憲法とか刑法とか、そういうのは全然興味なかったっていうか、勉強する必要もありませんでした。今回、こういう経験をして、家族でサスペンスドラマを見るのが好きなので、そういうのを見ながら、こういう話題もあったなとか時々思い出したりしています。

6番

裁判員制度そのものも、どういうものか名前しか知らなかったですけど、実際に体験をしてみて、こういう形で裁判が行われるんだということ、刑事事件の場合、逮捕されたっていうことと、結果こういう量刑になったっていう、その入口と出口しか分からないんですけども、こういうプロセスで実際決まっていくんだっていうことが分かったということが一つです。

2番目は、裁判官はどんな人か、今まで1回も触れたことがなかったので、こういう人が実際こういうお仕事をされているんだなという単に、純粋にそういった興味が満たされたというのがあります。

そして最後ですが、予想していなかったことなんですけども、最初、実はそういったいろいろ興味があって、わくわくして参加させていただいたんですけども、公判になって実際に法廷に出ていくと、目の前に被告人の方がいて、そういったときの人が人を裁くっていうことの重さっていうのをずっしり感じて、体験してみて、こんなふうに感じるものなのだな、いた人の中では涙流してる人もいましたし、こういうもんなんだなっていうことで、そういう意味ではすごく貴重な体験をさせていただきました。

司会

次は7番,8番,9番さんですが,お三方が同じ一つの事件をやってくださっています。その事件というのは,9日間の間に3件の同様の手口の逮捕監禁,強姦致傷,強盗の事件を連続して行ったという事案です。3件はいずれも被告人が,出会い系のサイトで知り合った被害女性を自動車に乗せて,顔面を殴るとか手首をロープで縛るとかいった暴力を加えて逮捕監禁をして,強姦をするなどして,1件は未

遂ということですが、けがをさせ、財布や現金や携帯電話を奪ったという事件です。 7番

まず、実際に参加して良かったなということを皆さん言っていると思うんですけど、私も同じ意見です。事件の内容は、大分ひどい内容ですけど、大分活発な意見交換ができて、その中で自分の常識、そこに集まった人の常識が正しいかは別として、自分の常識的な考え方っていうのがやっぱり常識的な考え方なんだなっていうことを再認識したということと、あと、よくテレビドラマとかで見るようなリアルな裁判の現場に携わるっていうことは、余程自分が悪いことをしない限りは携わることがないので、このように進んでいくのかっていうことも経験できたのもすごく良かったと思います。

あと、最近、他にいろいろニュースを見ていても、裁判員裁判で話し合われます みたいなことを見ると、私は、みんな大変なんだなっていうことを思いながら聞い たりするようになりました。

8番

まず最初に、皆さんも言っていたんですけど、ものすごく非常にいい体験をさせてもらったと思います。裁判員裁判に出たことによって、今まで事件や裁判を客観的に見ていたんですけど、多少、今までよりは主観的に、事件の内容とか判決とかを見るようになりまして、裁判員裁判に5日間出たんですけど、結構意見の交換をしながらやれたと思います。

あと、意見がみんな同じ意見じゃなく、人によってそれぞれ本当に意見が違うの があるなっていうのをよく感じました。

9番

まず,経験してみてとても良かったと思います。候補者リストに名簿が記載されたという通知があって,実際に水戸地裁の方に来て,抽選という段取りになった段階で,気持ちの整理じゃないですけれども,ここに来た以上,誰もが選ばれる可能性があるという気持ちで臨んでいたほうが,私の場合ですけど,少しは気持ちが楽

になったかなという印象を受けました。

また,裁判員裁判のニュースに関心を持つようになりました。自分の経験したことと比較しながら,事件の程度とか,殺人事件だったら,裁判員,補充裁判員の方の負担を想像すると,大変そうだなという気持ちを持つようになりました。また選ばれるようなことがありましたら,是非やってみたいと思いました。

|3 法廷での審理に関する感想,意見|

司会

それぞれいろんなことを感じてくださったというのがよく分かりました。次に, 法廷での審理について, お感じになったことや思いつかれたことがありますでしょ うか。印象に残った点とか分かりにくかったっていう点とか, あるいは, できれば こういう証拠は見たくなかったとか, その他のことでも結構です。冒頭陳述やら弁 論, それから証拠調べ, そういった法廷での活動の中で気づかれたこととかありま したでしょうか。

1番

印象に残った点になりますが、最初何も分からない状態で法廷に入って、検察側 の説明とか弁護側の説明が思ったよりも分かりやすく、知らない内容の事件でも自 分にすんなり入ってくるような感じがありました。

分かりにくい点とかもそれぞれ結構あったんですが、覚せい剤様のものと呼ぶものだったり、証拠がはっきりしていないものだったりっていうものに対しても、文面を皆様方が分かりやすく教えてくれたので、十分理解できてやれたと思います。 見たくなかった証拠等は特にありませんでした。

司会

1番の方の事件の場合は、夫婦二人の役割がどうだったのかというあたりも問題になったんですかね。そういうところは、主張なり証拠なり、すっと入ってきましたか。この人がこういう役割で、この人がこういう役割で、そうだとすると、二人の責任はどうかということについてはどうでしょうか。

1番

それなりに分かりやすかったかなと思います。資料とかも結構、絵的なやつになっていて分かりやすかったなっていうのが正直なところです。

司会

この事件は麻薬特例法という特別な法律なので、構成要件っていう言葉を我々は使うけども、こういうときには罪になりますよっていう要件立ての書き方がちょっと分かりにくいです。そこもちゃんと説明していただけましたか。検察官の説明、よく分かりましたか。

1番

検察官というより、裁判官に詳しく教えてもらったような感じです。

司会

2番, 3番, 4番の方に伺いますけれども, 2番の方, 法廷での活動はどんな感じでしたか。大体分かりましたか。

2番

最初は不安な気持ちがあったり、法律なんか全然知らない素人の私たちが裁判をするので裁判官の方が大変だなという思いがあったんですけれども、進めていくうちにすごくやりやすい、分かりやすいってなりました。進めているうちに、事件のせいもあるのか、どうしてこんなことになっちゃったんだろうっていう思いが出てきて、直接被告人と話をしてみたいっていう気持ちがすごく起こりました。証拠に関しては特に何もありません。

3番

まず、事件そのものが強盗、コンビニ強盗なんですけど、この被告人が年上で、 年下の共犯者の人に命令されたということにすごく興味があるというか、変な事件 だなって思いました。あと、被告人の見た感じがとても強盗をやるような感じじゃ なかったので、やっぱり年下の共犯者に命令されて付いていったのかなっていう感 じは、被告人を見た印象でした。あと、関係ないことかもしれないんですけど、傍 聴人がもう少し多いかなっていう印象はあったんですけど、意外と少なかったっていう感じです。

4番

分かりにくいっていう点では、法律などの専門的なことは、裁判官の方たちが分かりやすく説明してくれたので、何とか大丈夫だったんですけど、事件が少し自分としては複雑で、被告人とそのほかの共犯者の関係とか、あとは時系列っていうか、どの時点でどういう行動に出たのかとかが、裁判を進めていくうちにたまに分からなくなることがあったりして、そういう点では、少し分かりにくいところはありました。証拠に関しては特に自分も大丈夫でした。

あと、最初印象に残った点ですけど、今まで裁判っていうのはテレビの中でしか 見たことなかったんで、その場に行って初めて感じたその空気というか雰囲気、う まく言えないんですけど、そういうものが新鮮って言ったら変ですけど、印象に残 りました。

5番

印象に残った点というと、結局はお金を奪ったんですけど、その動機が、ただ単にお金がなくてやったのか、それともむしゃくしゃしてやったのかというのが知りたいなと思ったのですが、そこは裁判長が被告人に聞いていただいたんで、その辺は理解できたんですけど、法廷での審理や評議をやっているうちに、迷いっていうか、悩みというか、そういうのが出てきて、こういうものなんだ、人を裁くってこういうもんなのかなっていう感じはありました。だから、順を追っていけば、分かりやすい事件なのかもしれないんですけど、その目によっておさらいじゃないですけど、やっていくと混乱してくる部分がありました。

6番

職業として入られている方と違って、初めてそういった場に入ってまず圧倒されました。しかも事件っていうのがフィクション、小説とか映画じゃなくてリアルなわけです。ですから、そこに対する戸惑いっていうか、ドキドキしたものを感じま

した。また、被告人が真正面に立ってこちらを見ているわけです。ですから、それ が何とも、今思い出すと強い印象に残っています。

審理の中でVTRって言いますか、コンビニの中での映像が音はないんですけども映し出されました。その中での被告人のふてぶてしいというか、包丁を振り回しながらやっている態度と、目の前に立っている被告人、こう必死のような顔、ギャップだとか、すごく自分の頭の中でどういうふうに解釈していいのかが難しかったです。あと、審理が進んでいく中で、私の率直な感想なんですけども、検察官はこれはこうだと淡々と言っているのに対して、弁護人はどちらかっていうと、情じゃないですけども、これからの被告人のためにこういう形でっていう、その対比といいますか、一方では淡々と、一方ではこちらのほうに投げかけてくるような口調で話していたのが印象に残りました。また、裁判官の方が普段は淡々と語っているんですが、最後に判決を言い渡すときのものすごく大きい声で言うんですね。事前にその裁判官からは判決を言い渡すときはそういう形で言うんですって聞いてはいましたが、非常にそういう意味で特殊な空間なんだなっていうか、そのように思いました。

審理や評議が進んでいく中で、自分でどのように解釈していいのかっていうのが 分からなくなったりしたことがありましたが、一生懸命法廷でのやり取りを見て、 評議では活発な議論をしていた、今思い出すとそんな感じがしています。

裁判官

補足して説明すると、判決言渡しのときに、その裁判長は法廷の外にまで聞こえるほど大きな声で主文を言うんです。これによって、あなたは判決を受けているんですよっていうのを強く印象付けて、これからの立ち直りに役立ってほしいという意味でやっているようです。他の方はびっくりされるかもしれないですけども、判決のときは大きな声を最初に出しますっていう流儀でされています。その裁判長のグループの人は、結構そこが印象的かも知れません。

司会

この2,3,4番さんの担当された件と,5番さん,6番さんが担当された件は,同じようにコンビニエンスストアの事件で,同じように防犯カメラが設置してあったので,そのカメラの映像を証拠としてそれぞれ見られていたようなんですけれども,防犯カメラの映像を見てどういう行為か分かりましたか。

6番

刺された場面があって、最初にそういった場面がありますが大丈夫ですかと聞かれました。できれば見たくなかったんですけど、実際の映像を見たら体当たりしているみたいな感じなので、それはそんなに恐くなかったですし、その映像があるので、言葉の説明よりもはっきりと、どういう行為をしたのかが分かりました。

司会

音声がなかったみたいなんですけども、行為自体はそれでもよく分かったという ことですか。

6番

分かりました。

司会

2番, 3番, 4番さんの方も同じように防犯カメラの映像を見ていただいたと思うんですが、いかがでしたか。映像を見て、被告人たちが何をやっているのかよく分かりましたか。あるいは、もうちょっとこうしてもらったほうが分かりやすかったとかありますか。

3番

映像だけでも被告人と別の共犯者がやったスピードとか、被告人は軽くバットで叩いている、共犯者の少年がどうも力強く何回も叩いているということはよく分かったんですけど、音声があったほうがよかったかなって思います。音声があれば、もっと店員さんの本当の恐怖が分かった、自分の罪に対する意見も変わったような気はします。

司会

被告人ともう一人の少年、実行した二人が何をやっていたかというのは分かりま したか。

3番

よく分かりました。

6番

あれは音声をわざと消していたのですか。意図的に消していたのですか。

裁判官

はい。法曹三者の事前の準備で相談したときに、音声は消しましょうということ でお話をして、そうなりました。

6番

コンビニとかにある防犯カメラっていうのは、声は大体入っているのですか。

裁判官

音声はあったようですから、声も入るようになっていたようです。

6番

消したってことは、それを聞くと何か邪念が入るっていうことで消したのですか。 裁判官

検察官がこのビデオで何を立証したいかというところにかかってくるのです。そこは個別の事件によって、音声がないといけないとか、映像がないといけないっていうところがあるかと思うんですけども、今回の事件は音声がなくてもこれはいいでしょうということで進めました。

7番さん,8番さんは、ナイフで刺したところの映像を見ると聞いて、多分ショックを覚えましたよね。ですので、裁判所としては一般の方がどの程度のショックを覚えるかというのも考えていて、そういう話し合いを踏まえて、出すとこはここまでですという調整をした上で法廷には臨んでいます。

司会

7,8,9番さんに同じように法廷での印象に残った点をお願いします。

7番

法廷で、審理というよりは判決を言い渡すとき、言い渡した後の雰囲気がとても 印象に残っています。

この事件, 3人被害者の方がいて, 証拠も結構数多くあり, 時系列もいろいろ考えたりするので, 大分議論するときにいろいろ何度も確認をしながら話し合い, 判決を皆さんと出したんですけど, それをやってるのと同時に, 法廷で席に座ったときに, 傍聴席に恐らく御家族の方が何日間か来てらっしゃって, 判決の日も来ていたんですけど, 判決を出したときに傍聴席から声が上がったりとかしたのを見て, 人を裁くのっていうのは, 人生を変えちゃうことなんだよなっていうのを思いました。参加して有意義だった点っていうのは, 人の人生を別に悪いようにしたいわけではないですし, 一般人的な感覚でいろいろ考えた結果を出して人を裁くっていうのは, すごい責任があるんだなっていうことを感じました。

分かりにくいと感じた点ですが、分かりにくいというよりは、今も話したとおり、 証拠品も多いし時系列もいろいろあったので、あの席に座ったときに、映像で見た りすると、ぱっと分かるんですけど、検察官が作ってくれたメモを読み直したり、 論告とか何か文章を作ってくださっていると思うんですけど、それらを読み直した りとかするのが結構大変だったなとは思いました。

できれば見たくなかった証拠は特になかったです。逆に、そのコンビニの事件の 方みたいに動画というものを私たちは見ていないので、あっ、そういう証拠もある んだっていうのが、今日初めて知ってドキドキしました。

8番

被告人よりも、傍聴席にいる多分家族だと思われるんですけど、判決を言ったと きの、その反応とかがすごくて、本人も大変ですけど、周りにいる家族とか友人と かそういう人らにも迷惑がかかるんだなっていうのを改めて思いました。

分かりにくいとか,できれば見たくなかった証拠っていうのは,自分としてはな かったですね。今,話もあったんですけど,コンビニで動画という証拠もあるって 聞いて、できればそういうのも見てみたかったなというのはあります。

9番

法廷での印象に残った点なんですが、裁判員が被告人に直接質問することができたということです。私たちの裁判では意見交換が活発に行われたというような評価を裁判長から受けていまして、最終的に全員、被告人に対して質問をしたっていうところが緊張したんですけれども、非常に印象に残った点でした。

あとは、起訴状などの文章の読み上げのところで、文字を追っていくのでどうしても睡魔に襲われそうになる状況があって、そこを集中力を切らさないように対処の必要があると感じました。

分かりにくいと感じた点についてなんですけれども、もちろん裁判員裁判を経験するのも初めてですし、分からないことが分からないという段階なので、そういったことについては、評議室の方に戻ってくる際にこちらからも質問することができましたし、また裁判長、裁判官が分かりにくいと判断したことについては、裁判長、裁判官からそのような説明、分かりやすい説明をしてくれたという記憶がございます。

見たくなかった証拠等についてなんですけれども、実際に見た映像、画像の中で、被害者の方の顔などの傷、暴行の跡などの写真が提示されました。それを見ることには少々抵抗あったのですが、審理の上で重要な証拠なので、逆に見ないとだめなのかなと意識を持って臨みました。

司会

三つの事件だから結構たくさんの証拠があって、時系列も3件分ずっと追いかけていかなきゃいけないから大変ですよね。大体裁判員の方からお伺いしたんですけれども、検察官又は弁護士の方から何か質問したいこととかありましたら、あるいは御意見でも結構です。

弁護士

1番さんからのお話であった、法律の要件に関する説明の点ですとか、あと、4

番さんのおっしゃっていた法律的なことについての説明については、いずれも裁判 長からしていただいたという話がありましたが、説明するタイミングとして、手続 が終わった後に評議室などで説明を受ける今の方式がやりやすいとお感じになった のか、それとも、例えば検察官や弁護人が法廷の場で一度説明をして、それを聞い て、その上でその後の手続を進めていった方がいいとお感じになったのでしょうか。 なぜかと言いますと、裁判官の場合は評議室に戻った後、直接話ができるので、質 問をして返されて、返されたことに疑問があったらまた質問をしてということがで きます。なので、難しい話の説明を受けるときに、裁判官が後から説明した方が結 局理解が深まるし、その方が理解できるっていう可能性があるというのが1点なん ですけど,他方で,法廷の段階で説明を受けていないと,その手続の中で,幾ら証 拠調べで証人の話を聞いたりしても意味が分からないので,何を聞けばいいか分か らないということになる可能性もありますので、どちらがいいのかなと思っていま す。今回参加された中で,法律的なことでここの意味がよく分からなかったところ と、それについて、今回はこういう説明のされ方をされて、その順番でよかったの か、それとも本当はこのようにしてほしかったということがあればお聞かせくださ 11

1番

今回、特に分かりづらかったっていうのは、覚せい剤様のものとか、そういう細かくなってくるときに、分かりますかっていうのを裁判官から聞かれて、そこが細かく分からないなっていうことになれば、その都度教えてくれるっていう形だったので、特に問題も何もなかったと思います。

弁護士

多分,他の皆さんもあるのかもしれないんですけど,いかがですか。例えば,冒頭陳述をする場合,まず,冒頭陳述って何だという話があったかもしれません。その程度であれば,多分裁判官から即座に説明があって,こういうことという程度で済むのかなと思うんですけど,その他に何か法律的な言葉とかで引っかかるものが

あったのであれば、改善した方がいいのでお教えください。

3番

判決のことについてなんですけど、分からなかったっていうか、理解は一応した つもりですけど、私たちが扱ったのは執行猶予付きの判決ですが、その前に懲役何 年と付きますよね。強盗だと何年から何年。それが執行猶予を付けるには、半分に ならないと執行猶予は付かないとかっていう、一応理解はしたつもりですけど、そ れとかがちょっと難しいというか。

司会

刑法の条文のところですか。

3番

そうです。

司会

あれは条文に書いてあることを理解する必要がないです。それはもともと御存じ のはずはないです。そのとおりです。

多分やっていく中で、先ほどの冒頭陳述という言葉から初めて聞く言葉でしょうから、いろいろ裁判官の方で説明をしたと思います。今、皆さんの事件であれば、実際に強盗をやった人と、一緒に謀議はしたけれども実際には手を下してない人とが共犯だということになっていて、多分法律的なことについての説明を受けなければ分からないですよね。そういうことはその都度、その都度、多分裁判官、話していたんだと思います。また、弁護人や検察官も自分が説明する中で少しずつはしゃべっていると思います。

今回の担当された事件で、後になってから、そうだったのかっていうことが分かって、あのときにちゃんと説明をしてくれていたらよかったのにと後から思った、そういう経験というのはありましたでしょうか。それとも、大体は知りたいときに誰かがちゃんと、裁判官を中心にかもしれませんが教えてくれて、すごく正確でなくても、大体の話は分かったというのか、その辺はいかがでしょうか。

8番

自分らの場合は、分からなかったらそれ何ですかって結構質問をして、その都度 教えてもらえたので、自分としてはなかったです。

司会

そうすると、みんなその都度聞くわけですよね。誰かが質問をしたら、その質問 を他の方も一緒に聞いているから理解できるということですか。

8番

そうです。

4 評議に関する感想, 意見

司会

次に評議について、評議の時間配分とか雰囲気、あるいはなかなか判断が難しいなと感じた点などお話いただければと思います。

1番

時間配分については適度に休憩もあったので、全然問題なかったと思います。雰囲気についても、みんな仲がいい感じで、お昼も一緒に食べに行くぐらいで、今も連絡取る人がいるぐらい雰囲気は良かったので、全然問題ないかなと思います。

判断で難しいところっていうのは、被告人が2名いたので、どちらの弁護人もあっちが悪い、あっちが悪いっていう感じで、どちらが主犯だっていう点もお互い夫婦で役割がそれぞれあって、どっちもどっちっていう感じだったんで、判決のときに差を付けるかどうかとか、あと過去にあった同じようなケース見たんですけれども、今回は10か月で1000万円超えっていう稼ぎに対して、もっと大きい金額稼いでいたけどそうでもないとか、もっと長い間売買したけどそうでもないとか、その差がどこでどう区切っていいのか、そういうところが難しかったというのはありました。

2番

雰囲気とか時間配分っていうのは、何も問題なかったと思うんですけど、判断が

難しいっていうのは、執行猶予を付けていいのか、でも悪いことをしたのはやっぱり悪いことなのだから、本当に被告人の今後のことを考えると、執行猶予を付けるべきなのか、付けない方がいいのかっていうのがすごく悩みました。

3番

時間配分については、最後の頃はもう少し時間あってもよかったのかなっていう 気はしました。雰囲気はとてもよく、休憩時間とかは和気あいあいとしていて、い ざ話し合いになれば、お互いの意見は言えるというような雰囲気でいいとは思いま した。判断が難しいと感じた点は、被告人が本当に反省しているのかという点です。 4番

雰囲気はすごく良くて,話しやすい雰囲気でした。時間配分は,一番最後の方で 悩んでしまって,ぱっと決まらなかったっていうこともあって,もうちょっと時間 が欲しいと思いました。

判断が難しいと感じたところは、法廷で被告人が反省しているというのも自分としては感じたんですけど、それでも悪いことをしたっていうこととか、あとは主従関係ですか、本当に嫌々やったのかとか、あとはそれでもいろいろ計画を立てて綿密にやったとか、そういう判断材料がいっぱいあって悩んでしまったのはあります。司会

確かに裁判官でも量刑を悩みます。私は記録だけを見せていただいたので、紙で見るのと実際会うのとでは大分違いますが、自分だったらどうするかは結構難しいとこだなと実は思いました。だから悩まれたということ自体は、多分、それで正しいんだと思って記録を見せていただきました。

5番

雰囲気はものすごく良かったと思います。やはりお昼をみんなで食べに行ったりですとか、休憩時間の雑談とか、不謹慎かもしれませんけど、楽しんでできました。 あと、判断が難しいと感じた点っていうのは、さっきの防犯カメラの映像じゃないですけど、防犯カメラを見ると、いかにももうやる気があったって見えるんです

よね。もう最初から俺は強盗してやるみたいな。法廷では被告人本人は十分反省しているって言うので、本当かなって疑いの目で見てしまうとか、あとは家族の方の証言ですとか、そういうのを見ると、どうしても個人的な感情移入というか、自分の子供と照らし合わせてしまったりとか、それでこの判決だとかわいそうかななんてなってしまうような部分もありましたので、その辺が悩んだ点です。

6番

雰囲気は、裁判長が非常に心を尽くしていただいて、配慮していただいて、話題だとか、緊張する我々の心を解きほぐしていただいて、本当にそういう意味では良好な雰囲気でできました。

一番判断が難しかったと言えば、犯罪の行為とそれがどういう量刑に結び付くのか、その判断の枠組みを私自身が持っておりませんし、1回説明を聞いても、正直理解ができませんでした。それを批判しているわけじゃなくて、自分が理解できなかったということなんですけども、裁判長が過去の例を挙げて、こういう場合はこうなってこれぐらいになったと言われたので、私はそこからパターンを見い出して、じゃあこれとこれとこういう要件があったらこのぐらいだって言ったら、そういう見方はやめてほしいって言うので、じゃあ一体何をもってどう判断すればいいのか、全く皆目見当が付かないって思いました。

それから、普通だったらその程度のお金を取って人生台無しにするはずがないので、生い立ちだとか、または、心神耗弱じゃないですけども、そういったことがあって、こんなことをしてしまったのではないかと私は思ってしまうんです。ですから、この人は本当に責任を取れるのか、その責任を取れるっていうのは、法律上の要件とかっていうことではなしに、常識的な範囲内での話ですが、そういったことに対する疑問に対しては、正直分からない部分があって、一方では、非常によく十分な時間を割いて、可能な限り丁寧に説明があったんですけども、自分の認識の中では、その辺がもっと知りたいと思いました。

司会

おっしゃったように、これまでのずっと蓄積されている事例とか判例から、これとこれがあればこうなりますというようなものを導き出すには、それぞれの事件が個性的すぎるんです。そう簡単に割り切れるような要件立てには、なかなか量刑ってならないっていう思いが裁判官にはある、だから機械的な当てはめはやめましょうと動くんだと思います。そういう意味では、この事件の個性をどこまで見て、それを過去のいろんなものの断片から見たときに、どう考えるのかということに1回ずつ戻らないと仕方がないところはあるように思います。

裁判官

他の事例との比較っていうことになると,目の前にある事件はかなりな証拠が出てどういうものか分かっている。でも,その量刑データベースでは事案の内容が何行かしか書いてないので,情報量の差がある。なので,単純にそれらを比較すると似たもの探しになってきてしまう,おそらく担当した裁判長もこんな感じの説明をしたのではないかと思います。例えば,A合議では五つぐらい,レベル1ぐらいの悪さの事件なのか,レベル5ぐらいの事件なのかぐらいの5段階ぐらいに分けて,例えば殺人事件の中でも,これは絶対許せない,これは非常に重くしなければならない事件をレベル5としましょう。殺人事件の中でも,場合によっては刑務所に入らないケースもあるので,それをレベル1だとして,どういうのが大体この刑務所に入らない類型,グループに入っているのかって大枠で見てくださいという形で見てもらっています。

6番

ただ, そういう形で判断を下すのであれば, 経験値の多い職業裁判官の方が正し く判断できるのではないかと思うんですが。

裁判官

そんなことないです。

司会

見ていただいている情報量と我々の持っている情報量にそんな雲泥の差があるわ

けではありません。上手に見ていただくっていうことをもっと我々は勉強しなければならないところはもちろん認めますが、上手に見ていただければ、そんなに差はないんです。

裁判官

殺人事件を10件も20件も経験しているわけじゃないので、特に裁判員裁判になると、本当に数えるぐらいしか私でも経験してないんです。

司会

それでも多い方ですね。

裁判官

結構多い方だと思いますが、薬物の事件っていうのは今回が初めての事件だったので、すごく難しかったです。それぞれ難しいと思っている裁判官とか裁判員がやった判決が積み重なっているだけなんです。なので、それぞれ迷いながらいろんなこと考えて、結論はこうなっているけれども、何を基準にそういう量刑を導いたかっていうのはデータベースを見ても分かりません。データベースを見ても、大まかな傾向しか分からないというのが実情です。

6番

最終的には主観になってくるということですか。

裁判官

主観というか、自分がどう重み付けをするかです。この事件をどう重み付けするのか、レベル5と見るのかレベル3ぐらいと見るのか、そこは主観と言われればそうですけども、証拠に照らして、どうお感じですかっていうことを聞いて、最終的に多数決で決めることになります。

司会

7番さん、8番さん、9番さんお願いします。

7番

時間配分、雰囲気は、他の方もおっしゃっていたかと思うんですが、和やかに明

るく楽しく, 意見も活発に出てきたので, 多分判決の懲役何年にするっていうところがすごく時間が掛かったかもしれないんですが, それまでは結構, 比較的さくさくと意見が決まっていて, まとまっていったような気がします。

判断が難しいと感じた点は、今も6番さんおっしゃっていたかと思うんですけど、今まで、同じような事件があって、そのデータベース化されたものをある程度見せられると、どうしても影響されちゃうと思うので、データベースを見ちゃうことで変に先入観が入っちゃったりとかするなと感じました。あと、審理の中で、御家族の方がいらっしゃったり、あと弁護士も家庭環境のこととかも結構いろいろと細かく教えてくださって、それとまた受けた被害についてひどいなと感じるところもあれば、逆に、ちょっと申しわけないですけど、被害者の方も被害者の方だよなって幾つか感じられるところがあったので、どうしてもいろいろな情報、データベースの件もそうですし、いろいろな情報が入ってきてしまうと、どうしても感情に流されてしまうところもあるし、情報が多ければ多いほど判断も難しくなってしまうなと思うんですが、でも判断材料がないと、参考にするような情報もないといけないし、どこまでを自分の中で整理して、検察側の求刑も、それが長い、短いというのを判断するのは難しいなと思いました。

8番

時間配分や雰囲気は、今までも話が出たと思うんですけど、問題なくいけたと思います。結構活発に意見交換はできた方と自分では思っています。

判断が難しいと感じた点は、やった事件を悪いというのは分かったんですけど、それに対して懲役何年にするか、それが一番難しくて、それを決めるときに今まで似たような事例を見せられたんですけど、全く同じ事件というのは当然ないわけで、一応それを参考にはしましたけど、最終的に何年にするかっていうのを一番難しく感じました。

あと、時間配分で最後の懲役何年っていうのを決めるときには時間が足らなかったような気がします。それまでは問題なかったんですけど、最終的な判断を決める

ときの時間は, もうちょっと時間があってもいいのではないかと自分では思いました。

9番

時間配分や雰囲気についてなんですけれども、基本的には予定表の時間どおりに進行していただくのですが、その際、裁判長から確認を取っていただけますし、状況次第で休憩の時間を調整していただけるので、柔軟性があっていいなと感じました。

評議中の雰囲気ですけれども, 沈黙の時間というのが少なく, 活発に議論が交わせたのではないかなと思いました。

私たちの裁判員裁判の審理や評議中に、補充裁判員の2名の方が裁判員として選任されて職務を全うしたという事情がありました。なので、ここでもう一人裁判員が抜けてしまったら大変なことになるなとプレッシャーのような感じもあったんですけれども、無事に判決の日を迎えられて、そのときほっとした気持ちになりました。

判断が難しいと感じた点ですけれども、担当した裁判の検察側の求刑に減刑の余地があるかどうかというところに非常に時間を割いたような気がします。合理的に減刑する余地がなければ、検察官の求刑どおりという判決になってくると思うのですが、同時に、ここの点が裁判員同士で最も意見が分かれるようなところになってくるのではないかなと感じました。そして、その重みっていうのを教えていただいたような気がしました。

過去の判例を参照しながら意見を煮詰めていきました。時に裁判員の中でも、感情的な気持ちを抑えるのが難しいような方もおられるんですけれども、その場合は、裁判長の方から冷静さを喚起するようなことがありましたので、感情を抑えて客観的に判断できたのかなと思いました。

評議に対する基本的な考え方は、日常的な物事の考え方とは異なるので、その点 を評議の日数の中で習得できたことは、大きい財産になったと思います。

司会

検察官、弁護士から評議について何か御質問ありますでしょうか。

検察官

質問というよりは、感想、雑感になりますが、やはり皆さんが量刑、刑をどれぐらいにするかをすごく悩まれて、すごく議論されているんだなっていうのをすごく強く感じました。

私は個人的に、2番さん、3番さん、4番さんが参加された強盗致傷の担当をしていて、実はアンケート結果で、検察官が本当に、私は実刑を求刑したんですけれども、本当に実刑を求刑していたのかがよく分からなかったっていうアンケート結果をもらいまして、正直なところ図星ではあるんです。正直なところ、こちらはもちろん実刑を求めてはいるんですけれども、ただ本当に実刑がつくのかどうかっていうのは非常に悩ましい事案だなというのはあったんです。ですので、判決を聞くまではどっちだろうなというのは、こちらとしても悩みどころだったなというところでした。こちらとしても刑を求めるときに、こういう事情があるからこれぐらいの重さなのですよというのをどうやって理解してもらえるのかというのは、今後もう少し詰めていかなければならないと思っています。

弁護士

量刑資料の関係については、どのように使うかっていうことはずっと前から議論はありまして、実務が固まっているのかどうかも私はよく分かりませんけれども、量刑の資料の中で似たような事案を探すのはやめてくれというのは、これは再三、裁判所のほうから言われているところであります。別にそのとおりだと私ははっきりと思ってはいませんが、似たもの探しをして何が悪いと私は思っているタイプではありますが、それはさておき、結局ある程度のグルーピングはせざるを得ないし、初めて判断する方々ばかりですので、当然、ある程度グルーピングはしたいだろうと思っております。なので、逆に今日お話を皆さんからお聞きして、ある程度のグルーピングを意識しながら主張した方が、本当は多分伝わりやすいのかなと感じま

した。

5 裁判員裁判の負担について

司会

それでは、話題事項4に進みます。裁判員裁判の負担について、お仕事や御家族 とのことで苦労したことなり、こうしてもらった方が参加しやすいというところが あればお聞かせください。

9番

日程調整に苦労したところはありますかというところですが、私の場合は特にありませんでした。職場の方も、家族も裁判員裁判についてある程度理解がありましたので、その点において苦労はしませんでした。

私個人としては、裁判員裁判の名簿に名前が載って、抽選があるから裁判所に来てくださいと手紙が来たときは、非常に抵抗感はありました。個人的な自由な時間を束縛されることに嫌悪感っていうのを抱きました。しかしながら家族と相談したり、裁判員裁判の経験者のブログなどを参考にしながら、断る理由、明確な理由もないし、むしろ貴重な経験をする可能性があるんではないかというふうな気持ちに切り替わりまして、実際に選ばれて良かったという感じです。

参加しやすくするために改善した方がよいところはありますかということなんですけれども、事前の予定では、報道関係者が出席されるというふうな予定でしたので、今日も是非、何が何でも来ていただきたかったと思います。というのも、裁判員裁判について経験者はどのように思っているのかとか、それをメディアの力を借りて広く情報発信するということも一つ有効な手段ではないかなと感じております。

あとは裁判員裁判の模擬体験することなどを通して、啓蒙活動を実施するのも一つの手段ではないかなと思います。ネガティブな側面ばかり注目されがちかななん て思うのですが、ポジティブな側面もあるということを伝えるべきなのではないかなと私は思いました。

8番

日程調整に苦労したところは、家族の方はなかったんですけど、職場の方がどう してもその日は人が足らないんでというのは多少ありましたけど、裁判員裁判と説 明したところ、会社の方も理解してもらえて、そんなに苦労したところはありませ んでした。

参加しやすくするために改善した方がいいところっていうのは、自分らのメンバーの中に、3時間とか2時間と掛けて通った方もいまして、土浦にも裁判所はありますので、水戸まで来ないといけないというのではなく、例えば、住んでいる場所によって、水戸に近い人は、水戸の裁判所での裁判員裁判でやって、土浦に近い人は土浦の方でやるなど、家からの距離を考えてやった方がいいんじゃないか、参加する方も参加しやすいんじゃないかなと思います。

7番

たまたま私は、仕事をしていなかったので、日程調整などは苦労しなかったんですけど、自分が前の会社にいて参加できたかなというと、多分参加させてもらえないかなって思うところもあるので、参加しやすくするために改善したほうがいいところがありますかと聞かれるとなかなか難しいんですが、まず、今8番さんがおっしゃったみたいに、私は水戸地裁に遠いわけではないので、水戸だったらいいやと思ったんですけど、これがもっと県南のもっと千葉県寄りだとか埼玉県寄りの人が水戸まで来てくださいと言ったら、それはすごく抵抗感があると思います。しかもそれが、私たちの回は5日だったんですけど、結構5日連続で来てくださいって言って、また帰して、またそれで翌朝9時とか10時に来てくださいというのは、普通の会社で考えてもなかなかきついなと思うので、場所っていうところはもっと考えてもいいのかなと思います。それでもどうしても水戸じゃないとできないというのであれば、ある程度条件なしで宿泊費を出してあげるとか、そういうところまでやらないといけないというか、やってあげてもいいのかなと思いました。

あとは、みんな裁判員裁判の制度について知らない人が多いので、もうちょっと 社会的に何かもっとこういう制度なんだよっていうことを広く伝えるほうがいいの かなと思います。

6番

最初に最高裁から通知が来て、私が何か悪いことをしたんじゃないかと思って家内が驚きました。それで、中身を開けたら裁判員候補者だということで、私自身は興味があったので、選ばれて嬉しかったのですが、家内も娘もおもしろいから行っておいでよと言って送り出してくれました。私の勤めているところも既に何人か裁判員裁判に行っているみたいで、行っておいでっていう形で送り出してもらい、そこは全く問題ありませんでした。

2番目の参加しやすくするためというのは、まずもってこの制度が私も含めて分かってなかったですし、分かっている分かっていない以上に、市民が裁判することの意味というものをしっかりと共通理解としてあるってことが大前提だと思います。そこがなければ、何で私たち仕事を休んで行かなきゃいけないって思う人がいても当然ですし、そこのコンセンサスがないというか、裁判員制度のメリットを一人一人が認識するような形で浸透していれば全く問題ないと思います。

あとは運用面に関して、私はやりがいをもってやらしていただいたんですけれども、これだけ拘束してこれだけ価値のあることをやっているので、お金っていうのは一つの評価につながりますし、気持ちの部分がありますので、そこは考え方ですけども、これだけの貴重なことを市民にお願いするんであれば、それなりのものを支払うといいますか、謝礼に関してもそこは考えていただいた方がいいのかなと思います。

5番

職場の方は理解してくれたんですけど、裁判員裁判で5日間も何をするのかと言われまして、日程表を細かく教えて、こういうことやるんで5日間休みくださいっていうことを伝えたんですけど、もうちょっと企業側にこういうものだと説明をしていただけると助かると思いました。参加すること自体には、会社は何も問題なかったんですけど。

あと改善点としては、裁判員制度がもっと貴重なものなんだよ、大事なものなん だよっていうのを、もう少しマスコミとかを通じて世間に知らせたほうが、やりた いなっていう人が出てくるんじゃないかと感じました。

4番

日程調整ですが、自分は少し苦労しまして、ちょうど今年のゴールデンウィーク ぐらいだったんですけど、自分、仕事の都合で関西の方に行っていまして、それで も通知が来て、そんな滅多にできる体験じゃないしやってみたいなという気持ちも あったんで参加を決めました。それで職場の方は結構理解をしてくれて、本当にや りやすかったんですけど、ただ、選任手続の直前まで、会社を5日間休むかどうか が分からなかったんで、そこが、本当に1か月ぐらい前からこの日確実に休みます と会社に伝えられなかったんで、そこが会社に対しても迷惑を掛けたというか、つ らいところはありました。

参加しやすくするためっていうところは、距離とかもあるとは思うんですけど、 自分も通知が来るまで裁判員制度というのは、ちらっとテレビとかで聞くだけだっ たんで、例えば、街中にチラシを貼るじゃないですけど、普段から耳にしたり目に したりするような環境にあって、理解を得られればというか、世間に広く知られて くれればと思いました。

3番

職場のほうは全然問題なくて、快く休ませていただきました。ただ、4番の方が言ったように、候補者に選ばれて、その日にならないと裁判員になるかどうか分からない、その前にもう自分は休み入れちゃったんですけど、実際選ばれなかったときは休みをうまく調整できる会社ではあるんですけど、ある程度前もって分かっていたほうが、候補者に選ばれてから、その次にすぐ裁判っていうのはきついかなって思います。

あとは参加しやすくは、報酬とかは、自分なんかは収入少ないほうですから別に 問題はないんですけど、収入が多い人なんかが、もしその候補者に選ばれたら、実 際にやってみるのかなとは思います。あと、遠い人は大変だと思います。一緒にやっていた人は、朝早く出るもので、乗用車で出て止めるところがないからコインパーキングとか止めて、お金がすごくかかるとかって言って、それなんかも一緒に報酬なんかと別に実費として入れてあげたほうがいいんじゃないかなとは思います。

2番

通知が来て、裁判員をやるかどうかっていうのは自分で決めて、主人にやってみることを言ったんですよね。別に主人も反対はしなかったんですけど、ただ介護をしている母がいるものですから、主人が母には言うなって、主人に言われたんです。デイサービスや何か行ったときに、年寄りがいろんな話をする中で、それがいっぱい広がっちゃうよってことを心配してくれて、悪いことやるわけじゃないんですけど、広がっていくことが自分でもあんまり嫌だなって思ったし、主人もそれを心配して母に言うなということだったので、結局水戸に用事があって今日は出かけるよっていう感じで言って、どうして、何のためにというのは、結局今でもまだ母には言ってなくて、今日出かけるのも、用事があって午後4時頃までは掛かっちゃうからって、もう母も何でっていうのは聞かないんですけど、結局隠しているっていうか、あんまり言っちゃいけないのかな、やったことを言っちゃいけないのかなって感じを自分で持ってるので、堂々と今日は裁判員裁判行ってくるからって言いたいなっていう気持ちもありました。

1番

私は、職場の方は全面協力してくれたっていう形だったので何の問題もなく、家族のほうも問題なくて、職場の方で部下に迷惑掛けたなというぐらいで、その場で報酬金は部下の飲み代と消えました。日程調整に難しかったといえば、思い出に残る誕生日が判決だったなというくらいで、半日誕生日つぶれましたみたいな感じでした。

参加しやすくするために改善した方がいいところというのは,裁判員裁判,自分 もそうだったんですけど,通知来た段階でもう嫌なものが当たったみたいな,そう いうイメージがみんな強いと思います。それをイメージがもっと良くなることがあればなと思います。具体的にどうっていうのは特に分かりません。

司会

裁判員裁判をやられたことは、別に隠さなくていいのですが。

2番

田舎なもので大きく広がっちゃうと、何だかかんだと聞いてきたりするのです。 司会

そういうことで、お話しにならないということですね。あとは、なかなか土浦支部でやるのは難しいかもしれません。裁判官の数も本庁とは随分違う人数でやっていますので、実際のところ、全国でも本庁以外の裁判所では、幾つかのかなり大きな支部でしかまだやれていないんです。この先どうなっていくか分からないですけど。

弁護士

弁護士会のほうでも、支部で開催できるように活動しています。

6 これから裁判員等になられる方へのメッセージ

司会

最後になりますが、これから裁判員になられる方へメッセージをお願いします。 9番

判決によって被告人の人生が大きく左右することは間違いないと思います。現在の日本の司法制度上、特定の理由がなければ裁判員、補充裁判員になることを断ることはできません。これから経験するであろう方は、経験者の私も含めてかなりいると思います。私も最初は不安でした。会ったこともない、悪いことをしたであろう人に懲役刑を下さなければいけないこともあり、数年前までは考えられなかったことです。この職務を全うする責任が重いと思われるのも当然だと思います。

しかしながら経験してみて、私はまた参加したいと思うようになりました。この 経験を次のケース、選ばれた際に生かせるのではないかと思いましたし、裁判の中 で基本的な考え方も習得できましたので,私にとっては財産でありますし,日常生活においても,また新たな視点を手に入れることができました。

ですので、間違いなくいい経験ができると私は信じていますし、確率で言えば選出されることはとてもラッキーなことであるので、なるべくポジティブに捉えて、 来るべきときに備えてほしいと思います。

8番

自分が選ばれたときに、人を裁くっていうことを、ものすごく難しく考えちゃう、 裁判員を自分でできるのかみたいなことを会社で聞かれたんですけど、気楽じゃな いですけど、そんなに難しく考えないで、行ったら行ったでどうにかなるんで、裁 判員裁判をやってくれたらいいかなと思います。

7番

一人で決めるわけではないので、難しいことは裁判官、検察官や弁護人なりが分かりやすく説明してくださったりするので、まずは参加してみて、それからどうだったって考えればいいかなと思います。まずは参加してみたらどうでしょうということです。

6番

普段はあまりのぞくこともない司法の世界を体験することができる貴重な体験に 私自身はなりました。一市民としてその義務の部分もありますし、積極的に果たす ことはすばらしいことだと思います。

ただ、内容によっては、私、今回の事件は特にそういうトラウマ等っていうのがなかったですけども、例えば、小さい子供に対する性犯罪だとかそういったようなケースに遭遇した場合には、全く違う感想を言っていたでありましょうし、そういったことに関しては事前に考えて、臨まれたほうがいいかなと思います。

5番

参加してみて、裁判官の方や裁判所へ対するイメージが参加する前と全く変わります。実際に人が人を裁くっていうのはどういうものなのかとか、そういういい経

験ができるんで、もし選ばれれば参加、是非私はお勧めしたいなと思います。

4番

自分もそうだったんですけど、やる前とやった後では、がらっとイメージとか考え方が変わると思いますので、積極的に参加して、どんどん裁判員裁判に対するイメージを変えていってほしいと思います。

3番

法律とかの知識がない一般の人が裁判をやって、一般の人の考えというか、裁判官の方は庶民とかけ離れているとかっていうのを何かで聞いたことがあるものですから、いろいろ一般の方の人の意見が裁判に反映されて、やってみると、うまく言えないですけど、もっとやってみる価値はあるかなとは思います。

2番

今回の私のやった裁判の内容からすれば、とてもいい経験っていうか、考えることがすごくできたなと思ったんですけど、ただ、他の参加者の方々の内容を見たときに重いなと思いました。そういう内容だと自分にできるかなという不安もあるし、今回のことだけでも、普段ちょっとしたことで、あの被告人は今何をしているのかなとか、ちゃんとやってるのかなとかそういうことを考えてしまうくらいなので、重たい事件については不安が残りました。

1番

裁判員裁判,もう二度と当たらないのかなと思いますが,当たったらまた是非やりたいです。そのくらい良かったなという,自分のスキルアップにも必ずつながってくると思うので,是非当たった方は,やったほうがいいっていうのが自分の考えです。

フ さいごに

司会

最後になりますが、検察官、弁護士からお願いします。

検察官

本日は、貴重なお話を本当にありがとうございました。選ばれる時の悩みであったり、評議の時の悩みであったり、そういった生の声をなかなか聞く機会が私たちにはないので、そういう意味では、いろいろと今後の参考になるような話が出てきたかなとは思います。

一応検察庁や法務省でも裁判員裁判をPRしているつもりではいるんですが、今はなかなか浸透していないっていうところがあるので、それももう少しこちらも改善する必要があるのかなというのを感じました。

弁護士

本日は貴重なお時間を割いていただきまして、さまざまな意見を聞かせていただいてありがとうございます。弁護士会の方にメーリングリスト等ありますので、持ち帰って、今回聞いたお話の方をまとめて会員に周知したいと思います。

あとは、裁判所への要望ですけれども、弁護士会の方は、今回のそれぞれの裁判員の方が経験した事案についてほとんど把握しておりませんので、事前にもう少し何か内容を、判決でもいいですし論告弁論でもいいですけれども、何か資料の御提供をいただけると、より充実した意見交換会にできるのではないかと思いますので、その点要望としてよろしくお願いいたします。

司会

それでは、これで終了いたします。本日はどうもありがとうございました。